



発行：NPO 法人岡崎がくどうの会

【TEL&FAX】0564-32-0325

【E-Mail】okazakigakudou@yahoo.co.jp

おどろ

岡崎がくどうの会は、学童保育の施策の拡充を求めて、岡崎市に定期的に「提言および要望書」を提出し、回答を得ています。今年度は、2022年1月7日付で市に提出しました。

市からは、2022年2月28日付で市長名にて回答を得ました。市の回答をもとに市議会議員との懇談を行うなど、今後の活動に役立てていきます。ここに「提言および要望書」の回答の全文を掲載いたします。 【事務局長：平岩葉介】

「岡崎市の学童保育の充実を求める提言および要望について」と「岡崎市からの回答」

1. 学童保育の待機児童をゼロにするために

学童保育は、就労家庭の増加はもちろん、児童福祉法の改正（2015年4月）による入所要件の拡大（小学6年生まで）であったり、子どもたちをめぐる治安の悪化であったり、国のさまざまな施策の拡充により、今後のニーズは少子化に反比例して確実に増加します。

岡崎市の待機児童数は、この9年間で、以下にしめすように、依然として多くの児童が待機を余儀なくされています。本来は学童保育を必要とする家庭でも学区こどもの家の「かばん下校」を余儀なくされているケースもあります。

| 年度 | 2021 | 2020 | 2019 | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 人数 | 123 | 114 | 103 | 124 | 242 | 174 | 183 | 91 | 48 |

※2020年は7月1日現在。ほかは5月1日現在

岡崎市の登録児童数は、この9年間で、以下にしめすように、コロナ禍の影響はあるものの、着実に増加しています。

| 年度 | 2021 | 2020 | 2019 | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人数 | 3,014 | 3,056 | 3,067 | 2,825 | 2,646 | 2,361 | 2,213 | 2,091 | 2,093 |

登録児童数の増加は、公立と民間のか所数が増えた結果ではありますが、それでも待機児童数が減少しないのは、学童保育のニーズに対する受け皿が追いついていないことの証左とも言えます。

学童保育を必要とするすべての家庭がかならず学童保育に入所できるよう、岡崎市には、公的責任として、今後も確実に増加する児童数を見越した、受け入れ児童数の拡大という抜本的な対応を求めますが、当会としても、その理念である「岡崎市の子どもたちが安心・安全に放課後をすごし、生きる力を育てていく」のもとに、受け入れ児童数の拡大と待機児童の解消に尽力してまいります。

《回答》

待機児童の解消は喫緊の課題であると認識しており、本年度、学校施設の活用により、新たに1支援の児童育成センターを整備し、令和4年4月に定員を増加する民間児童クラブと合わせて80名の受入増となる予定です。今後も更なる受入数の増に努めることはもちろん、公民が協力し、放課後児童健全育成事業を効果的に実施するため、岡崎市子ども・子育て会議や岡崎市放課後児童クラブ等子どもの居場所拡充検討委員会では、民間放課後児童クラブの事業者からもご意見をお伺いしています。市内民間事業者の中で最大規模である貴法人におかれましても、放課後児童健全育成事業の推進により一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

2. 民間児童クラブ利用者育成料補助金の拡大

児童育成センターと民間学童保育所の保育料格差是正のため、2005年度より民間児童クラブ利用者育成料補助金が各保護者に交付されています（2021年度は1,800円/月）。

当会は、6クラブを一括運営することで、各クラブの保育料の減額も図り、2013年度からは、各クラブの保育料を12,000円/月と減額することができました。それでも、児童育成センターの育成料7,000円/月と比較して、いまだにかなりの格差があります。

同じ岡崎市内に在住しているにもかかわらず、公民の差により保育料にこれほどの差ができることは、是正すべきですし、公立でも民間でも子どもたちは等しく同じように学童保育を利用できなければならないと考えます。それは働く保護者にとっても同じです。

当会といたしましても、月額保育料の減額について、さらに検討を重ねるべきと考えておりますが、最低賃金や消費税などの上昇もあり、月額保育料を減額することはかなり難しい状況であります。

以上のことから、民間児童クラブ利用者育成料補助金の増額による公私間の格差是正、もしくは現行制度にかわる新たな格差是正を提言・要望いたします。

《回答》

貴法人におかれましては一体型運営等の運営効率化による利用者負担軽減に御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

本市は、国制度に基づき「放課後児童健全育成事業費補助金」の交付水準を着実に引き上げてきたことに加え、市独自の制度として「民間児童クラブ利用者育成料補助金（以下「育成料補助金」）」を交付しています。育成料補助金につきましては、生活保護法又は児童扶養手当法による支給を受けている世帯への特例措置等が設けられ、より支援が必要な保護者に対応する内容となっています。

民間の児童クラブにつきましては、事業者の理念や方針に基づき、職員の体制や施設の維持管理等の運営内容を決定し、利用者負担金を定めているものと認識しており、児童育成センターにおいても同様に、利用者負担金と運営内容のバランスを勘案して現在の体系としております。

したがって、公民の児童クラブにおける利用者負担金の比較にあたっては、それぞれが提供するサービス内容の相違点にも留意する必要があります。なお、実質的に民間児童クラブしか選択肢がない学区の場合の平等性の確保は課題であると認識しており、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上